

本監第 49 号
令和4年8月26日

本巢市長 藤原 勉 様
本巢市議会議長 黒田 芳弘 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和4年度
定期監査報告書
(出先機関)

令和4年8月26日

本巢市監査委員

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり監査を実施した。

1 監査期日及び監査対象

| 監査期日 | 監査対象 |
|-------------|---|
| 令和4年8月2日(火) | ①根尾公民館 ②根尾学園 ③外山小学校 ④本巣中学校 ⑤本巣幼稚園 ⑥糸貫東幼稚園 ⑦真正スポーツセンター |
| 令和4年8月3日(水) | ①本巣市学校給食センター ②土貴野小学校 ③弾正小学校 ④子どもセンター ⑤糸貫西幼稚園 |

2 監査の方法

監査計画に基づく定期監査であり、概ね3年間のローテーションにより、当年度は、社会教育施設をはじめ、幼稚園、小中学校など出先機関11施設を監査対象とした。監査は各出先機関において次の観点で現地審査及び意見聴取などにより実施した。

1. 監査の観点

(1) 対象部署共通の観点

- ア 備品の管理は適正に行われているのか。
- イ 現金の取扱がある場合、徴収方法はどのような方法によるのか。
- ウ 現金の保管・管理はどのように行われているのか。
- エ 徴収した現金の入金はどのような方法によるのか。
- オ 徴収できない場合、どのような対処方法により徴収するのか。
- カ 切手の取扱がある場合、適正に管理されているのか。
- キ 出先機関で契約している委託業務があるのか。
- ク 委託業務を発注する場合の業者選定及び見積書の徴収方法はどのような方法によるのか。
- ケ 委託業務の契約から完成検査及び委託料支払いまでの手順はどのように行われているのか。

(2) 幼稚園及び小中学校の観点

- ア 園児、児童又は生徒参加の避難訓練はどのような方法で、どの程度実施されているのか。

イ 体育用具・遊具の点検及び安全確認はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

ウ 不審者に対する安全対策はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

(3) 社会教育施設などの観点

ア 施設の利用状況はどのような状況であるのか。

イ 施設の利用率向上を図る対策はどのように行われているのか。

ウ 施設及び設備の安全点検はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

(4) 学校給食センターの観点

ア 施設及び職員の衛生管理はどのように行われているのか。

イ 学校給食について特に配慮又は考慮していることはあるのか。

ウ 施設及び設備の安全点検はどのように行われているのか。

3 監査の結果

上記各観点から監査を行った結果は次のとおりである。

なお、本監査において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、それぞれ出先機関及び担当課において留意検討し改善されたい。

1. 各監査対象出先機関に共通する監査結果

(1) 備品の管理について

備品の管理については、小中学校等では夏休み期間に教職員等により総点検を実施しているほか、各出先機関とも市財務会計の備品台帳システムにより管理されている。備品台帳のほか関係帳簿の確認を行ったところ、概ね適正に管理されていると認められた。

(2) 現金及び切手の保管・管理について

現金については、施設利用料、PTA会費（幼稚園）、学習教材及び保険金などの取扱いはあるが、その都度金融機関に預入を行いながら時間外等については金庫等により保管している。また小中学校の学校徴収金（学習費、修学旅行積立金及びPTA会費）、学校給食センターの給食費などなどについては、口座振替で取り扱われており特に問題はないと認められる。社会教育や社会体育施設利用料など時間外等により一部現金で徴収している出先機関において、引き続き現金の保管について十分留意されたい。

また、郵便切手は、各出先機関とも受払簿により整理され、概ね適正に管理されていることが認められた。今後も引き続き整備するよう努められたい。

※ 現金で徴収されているものは、土日祝祭日における施設利用料、幼稚園における交通安全協力費及びPTA会費等、小中学校の修学旅行及び卒業アルバムの積立金等のうち口座振替が未納となった場合による現金などである。

(3) 委託業務について

各出先機関で契約している委託業務の主なものは、小中学校及び社会教育施設の庭園管理（剪定・消毒）業務等、学校給食センターの検便検査業務・食品衛生検査業務等である。

契約については、いずれの施設も地方自治法及び契約規則に従って事務処理及び契約がなされており、概ね適正に業務が執行されていることが認められた。引き続き適正な事務に努められたい。

2. 幼稚園及び小中学校に共通する監査結果

(1) 避難訓練、不審者対策及び体育用具・遊具について

各施設とも火災、地震等の災害に備えるため計画に基づき定期的に避難訓練が実施されており、防災意識の啓発が図られている。また、不審者等に対する安全対策として、不審者対応訓練や施設の施錠、来園（校）者の確認の徹底など不審者等に対し注意深い対応がとられていると認められた。これらは突発的に起こるものであり、今後も日頃から落ち着いて身を守る行動がとれるよう繰り返し指導されたい。

また、体育用具・遊具等についても職員による安全確認や業者による点検が定期的に行われていると認められた。器具使用に安全が確保できない場合は、修繕又は撤去など迅速な対応に努められたい。

3. 社会教育施設に共通する監査結果

(1) 施設の利用状況及び施設等の安全点検について

根尾公民館などの社会教育施設は、多くの市民が文化やスポーツに親しむために利用される施設であるが、令和3年度においても、コロナウイルス感染症による感染防止対策の影響で、引き続き利用者は減少傾向にあり、現在もその影響が少なからず見受けられる状況となっている。今後、コロナウイルス感染症が終息した後の積極的な施設利用に関し、各施設とも利用者数の増加に向け、更なる工夫をされ取り組まれることを望むものである。

また、施設の安全点検については、各施設とも業者による保守点検や緊急時の通報体制の確立、職員による施設内の巡回などが実施されており、各施設とも安全確保に努められていることが認められた。

4. 各監査対象出先機関の監査結果

(1) 根尾公民館

- ・特に指摘事項なし

(2) 根尾学園

- ・特に指摘事項なし

- (3) 外山小学校
 - ・特に指摘事項なし
- (4) 本巢中学校
 - ・特に指摘事項なし
- (5) 本巢幼稚園
 - ・特に指摘事項なし
- (6) 糸貫東幼稚園
 - ・特に指摘事項なし
- (7) 真正スポーツセンター
 - ・特に指摘事項なし
- (8) 本巢市学校給食センター
 - ・特に指摘事項なし
- (9) 土貴野小学校
 - ・特に指摘事項なし
- (10) 弾正小学校
 - ・特に指摘事項なし
- (11) 子どもセンター
 - ・特に指摘事項なし
- (12) 糸貫西幼稚園
 - ・特に指摘事項なし